

松戸市教育委員会会議録

平成30年11月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成30年11月定例会

開 会	平成30年11月8日 (木) 午前9時より	閉 会	平成30年11月8日 (木) 11時17分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	武田 司	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○
	委 員 市場 卓	○	委 員 山形 照恵	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 30 年 11 月 定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	平野 昇	21	保健体育課 主事	橋本 美咲
2	生涯学習部 参事監	津川 正治	22		
3	学校教育部 部長	久保木 晃一	23		
4	学校教育部 審議監	笹川 昭弘	24		
5	教育企画課 課長	菊地 治秀	25		
6	〃 専門監	松丸 裕幸	26		
7	〃 課長補佐	千葉 貴子	27		
8	〃 課長補佐	大西 真	28		
9	〃 主査	永淵 智幸	29		
10	〃 主任主事	四戸 俊也	30		
11	〃 主任主事	島村 仁美	31		
12	教育施設課 課長	鈴木 啓文	32		
13	〃 主査	内藤 秀明	33		
14	スポーツ課 課長	加藤 広之	34		
15	〃 課長補佐	菊地 俊一	35		
16	〃 主事	亀山 博央	36		
17	学務課 課長	鮎川 渉	37		
18	〃 課長補佐	西川 康弘	38		
19	保健体育課 課長	大谷 直樹	39		
20	〃 課長補佐	齋藤 健司	40		

平成30年11月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成30年11月8日（木） 午前9時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

4 その他

平成30年11月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第30号

契約の変更について（松戸市上本郷第二小学校屋内体育館新築工事）

（教育施設課）

② 議案第31号

平成30年度及び平成31年度松戸市立小・中学校職員人事異動方針
並びに平成30年度末及び平成31年度松戸市立小・中学校職員人事
異動実施方策の制定について

（学務課）

③ 議案第32号

松戸市スポーツ推進委員の委嘱について

（スポーツ課）

④ 議案第33号

松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

（スポーツ課）

⑤ 議案第34号

松戸市学童災害共済条例施行規則を履いてする規則の制定について

（保健体育課）

⑥ 議案第35号

教育委員会の点検・評価報告書（平成29年度版）について

（教育企画課）

教育長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、3名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合は、事務局への受け付けをもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 では、ただいまから平成30年11月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を武田委員にお願いいたします。

武田委員 はい。

教育長 よろしく申し上げます。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議6件となっております。

では、ここからの議事進行は山田教育長職務代理者にお願いします。

◎議案第30号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第30号「契約の変更について」を議題といたします。

ご説明お願いいたします。

教育施設課長。

教育施設課長 おはようございます。

それでは、議案第30号「契約の変更について」をご説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

本件は、平成30年松戸市議会3月定例会、議案第101号をもって議決されました松戸市立上本郷第二小学校屋内体育館新築工事の請負契約を次のとおりに変更することにつきまして、12月定例会市議会に議案として提出するよう市長に申し出るものでございます。

契約金額、1、変更前の契約金額2億7,378万円、2、変更後の契約金額2億7,526万8,240円、3、変更による増額分148万8,240円。

次に、提案理由といたしましては、公共工事設計労務単価の上昇に伴い、契約金額を変更する必要が生じたためによるものでございます。

この提案理由の内容につきましては、既に委員の皆様にはご案内のとおり、上本郷第二小学校の学校用地の一部は、平成24年12月21日に土砂災害特別警戒区域及び警戒区域の指定を受けたことにより、屋内体育館を特別警戒区域から外し、警戒区域内におさまるよう、昨年度の解体工事から始まり、現在、新築工事に取り組んでいるところでございます。

すみません。ちょっとお手元の資料、小さくて見にくいところもございますので、ことしの1月の教育委員会議でも契約についてのご説明させていただいたときにお伝えしたところと重複しますが、今のこちら上本郷第二小学校の体育館が、こちらのゾーン、特別警戒区域、それから黄色い警戒区域に含まれているところでございます。これを昨年度解体しまして、現在、こちらの黄色いゾーンの中におさまるよう新築工事を進めております。この特別警戒区域から外れて、警戒区域におさまるよう。

そもそも今までの体育館は中学校サイズの体育館でしたので、今回、新たな体育館は位置的には同じ場所ですが、ほかの小学校の体育館と同じような規模におさまるような形で現在、新築工事を進めております。

この新築工事の契約は、平成30年3月23日に締結したところでございますが、平成30年2月16日付におきまして、国から特例措置の適用を図るよう通達されたものでございます。この特例措置とは、平成30年3月1日より、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを含む処遇の改善を目的とする公共工事設計労務単価の改定に伴い、これ以降の契約につきまして、労務単価の上昇分を見直す対応が可能であると示されたものでございます。

本契約は、平成30年3月1日より前の旧労務単価で設計積算したものでございますので、この通達を受け、請負業者である株式会社湯浅建設に対し特例措置の内容を説明したところ、

平成30年3月23日付にて特例措置に伴う請負代金額の変更協議が請求されたものでございます。この新たな労務単価に置きかえて設計を積算し直したところ、148万8,240円の増額分を確認したものでございます。

さらに、今回の議案に先立ちまして、さきの松戸市議会9月定例会におきましては、小学校施設整備事業の増額分148万8,240円の補正予算が議決され、既に予算が配当されているところでございます。

最後に、現在の工事の進捗を申し上げますと、平成30年5月下旬より本体工事に着手して、10月末現在の進捗状況は約40%でございます。

こちらの今、体育館の工事で、下の写真が先週10月31日水曜日に撮影したものでございます。屋根、柱等の鉄骨が組み立てられ、残りの主な工事といたしましては、屋根、壁の内外装、床の設置及び照明等の屋内設備の取り付けなどとなり、契約工期末の平成31年3月8日よりはある程度の余裕を持っての竣工を目指しているところでございます。

竣工した際には、新たな屋内体育館におきまして、本年度の卒業式前の練習及び年度末の学校行事等が実施されるとともに、解体工事から約1年8カ月もの間、ご不便、ご迷惑をおかけしておりました児童、保護者、学校関係者並びに地域の方々に、新たな屋内体育館を安心してご利用していただけるものと考えております。

なお、2ページの参考資料につきましては、記載のとおりでございます。

議案に関する説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

せっかくですから、パネルを傍聴席にも見えるように置いておいてください。

それでは、議案第30号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。

市場委員。

市場委員 公共工事設計労務単価というものについて教えていただきたいんですけども、恐らく何か公共工事をやるときに、業務内容によって、1時間当たり、1人当たりのこれぐらいの人件費を払いましょう、そういうものだと理解してよろしいですか。

教育施設課長 今のご質問にありました標準的な労務費に対するという、1時間当たりとかという話なんですけど、全国一律に施工に対する歩掛というものが設けられております。各工種に応じた形の歩掛、これをもとにした積算ということになるわけですが、この歩掛の中に労務費が……

市場委員 歩掛という言葉がわからないんです。

教育施設課長 積算をもとにするための一つ一つの工程に対する内容を組み合わせて設計書を積み上げていくところですが、1つの工種に対して……

(「工種か」の声あり)

教育施設課長 そうですね、工事の種類……

(「工事の種類で工種、はい」の声あり)

教育施設課長 工事の種類に応じた形で、例えば舗装工事を行う際には、機械が1平米当たりどのぐらいの量をそこに充てる必要があるとか、その機械を回すときに作業員が、労働従事者がどのぐらい配置が必要かとか、そういう歩掛というものが……

(「ごめんなさい、ブダ……」の声あり)

教育施設課長 歩掛と申します。

(「歩掛」の声あり)

教育施設課長 はい。これは、建築あるいは土木、公共工事に応じた形で、そういうものが全国一律に設けられておりまして、これに合わせた形で、松戸市も当然その歩掛に対して設計を積み上げてまいります。その中に今回の労務単価が反映される、例えば作業員のそれぞれの単価の上昇分を今回積み上げ直しまして、変更が生じるということで議案を上程させていただいたものでございます。ちょっとわかりにくい説明で申しわけありません。

市場委員 言葉の質問だったので、要は公共工事設計労務単価というものが……

教育施設課長 その中に反映されて、全体的な工事の積算が反映されているという意味でございます。

教育長職務代理者 積算はそうです。単価を積み上げて反映されている。その単価というものは、国交省から何かで出している。

教育施設課長 全国一律の単価がありますので、それとそれを受けた形で、各都道府県がやはり労務単価を設定しております。

教育長職務代理者 地域差は都道府県で調整したものがある。

教育施設課長 そうですね。ですので、例えば北海道、沖縄と千葉県ではやはり差が生じておりますので、労務単価、基本的には首都圏、関西圏、中部圏、そのあたりの都市部のほうが労務単価は高くなっております。

以上でございます。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

教育長職務代理者 国から示された基準に従ってやっているという意味ですね。

今回については、契約した契約日そのものは国からの通知が出るより前だったけれども、国からの通知を受けて、もう一回見直したと、そういう理解でよろしいですか。

教育施設課長 今回の契約は、先ほどもう申しましたとおり、平成30年の3月23日になるわけですが、国の通達は2月16日に発せられております。これを発しました後に、県のほうから、改めて2月28日付で同じ内容で通達を受けておりまして、この中で契約の内容を見直すという、ちょっと時間的な事務処理も、あるいは手続的にもちょっと困難であったということもございますので、一旦契約を済ませた後の見直しの対応ということにさせていただきました。以上でございます。

市場委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかにいかがでしょうか。

(発言する声なし)

教育長職務代理者 よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第30号を採決いたします。

議案第30号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第30号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第31号

教育長職務代理者 次に、議案第31号「平成30年度末及び平成31年度松戸市立小・中学校職員人事異動方針並びに平成30年度末及び平成31年度松戸市立小・中学校職員人事異動実施方策の制定について」を議題といたします。

学務課長、お願いいたします。

学務課長 学務課長でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第31号「平成30年度末及び平成31年度松戸市立小・中学校職員人事異動方針並びに平成30年度末及び平成31年度松戸市立小・中学校職員人事異動実施方策の制定について」ご説明をいたします。

まず、資料の確認でございますが、3ページが提案のかがみでございます。5ページ、6ページが松戸市の人事異動方針、7ページ、8ページが人事異動実施方策でございます。9ページが今年度と昨年度との人事異動方針及び実施方策の新旧対照表でございます。

それでは、説明をさせていただきます。

本件は、松戸市立小・中学校における県費負担教職員の人事異動についてでございます。任命権者である千葉県教育委員会の策定した人事異動方針、実施細目に基づきまして、松戸市の考えを盛り込みながら推進するものでございます。

昨年度からの変更点についてのみ説明をさせていただきます。

5ページ、6ページの異動方針でございますが、4番の「各学校において」という文言が千葉県の人事異動方針に加筆されましたので、県に準じて加筆をさせていただきました。

7ページ、8ページの異動実施方策ですが、昨年度の千葉県公立学校職員人事異動細目と今年度の千葉県公立学校職員人事異動細目を比較しましたが、細目内容では年度以外の変更事項はありませんでしたので、今年度の人事異動方策につきましては、変更事項は年度の変更のみで、内容の変更はございません。したがって、昨年度までの人事異動方策内容を踏まえ、今年度の異動方策を実施していくように考えております。

これらの改正により、千葉県教育委員会が策定した人事異動方針、異動細目に基づきまして、松戸市立小・中学校職員人事が円滑に推進されるとともに、松戸市民に信頼される学校づくりや特色ある学校づくりが充実するよう努力をまいります。

以上、人事異動方針並びに人事異動方策についての説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長職務代理者 議案第31号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑を及び討論に入ります。いかがでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。

確認と質問、1点ずつあります。6ページの(4)の女性職員、管理職、もうこれは変更等はないんですが、管理職という考え方は、教頭、校長という考え方でよかったのかというところの確認が1点。

9ページの変更点「各学校において」という表現は、千葉県がそういう言葉を使ってきたので、合わせるという形なんですか。あえてこの言葉を入れてきた何か意図とかが、千葉県のほうからの流れとして、意味、意図があるようでしたら教えていただけたらと思いま

す。

学務課長 まず、1つ目の女性管理職の管理職でございますが、校長、教頭、副校長も含めてでございます。

それから、「各学校において」という文言、千葉県が加筆してきた理由でございますが、詳しい説明はないのですが、人事異動の方針の前文に「各学校が校内組織を活性化し、今日的な教育課題に積極的に取り組むとともに」、信頼される学校づくりを推進するためという内容がありまして、この「各学校が」というところを受けて、県のほうも加筆をしてきたものと考えられます。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかにいかがでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 今回の変更には直接関係ないところなんですけど、若干気になったのでお聞きしたいんですけども、8ページの人事異動実施方策の(10)に障害のある職員についてはという記述があり、従来から入っていると思うんですけど、いろいろ学校を訪問していると、学校づくりとかそういったものは全く障害者には厳しいと、いう状況になっていると思うんですけども、障害のある職員についてこういう記述があるというのは、実際に松戸市はどういうご配慮されているのか、何かそういう実態面で、何かご説明いただけるようなことがありますか。

学務課長 実際、障害の種類にもよって違いますが、対応が必要な状態での職員が配置されれば、その都度必要な措置を施設課とも協議しながら、スロープをつけていただくですとか手すりをつけていただくですとか、そういったことは協議しながら速やかに対応させていただいております。

実際には、肢体不自由の方という方は今現在、実際に障害手帳をお持ちで登録をされてという方はないんですけども、職員が実際病気になられて、障害手帳は持っていないけれども、そういう状態が必要であるということであれば、当然速やかに対応させていただいております。

伊藤委員 それじゃあ、現在、松戸市では、そういう障害手帳を持っておられる教職員の方は、実際におられない。

学務課長 本年度、中学校で4名、小学校で1名おりますが、内容については詳しくは申し上げられないですけども、支障のない範囲で活動ができるということで。

伊藤委員 なるほど、わかりました。

市場委員 いや、僕は、去年かおととしか、実際に障害のある方が勤めていらっしやいますかと聞いたときに、今のところいないという話だったような記憶があるんですけども、新しくそういう方が出たということですか。

教育長職務代理者 何かそういうお話が、ご質問されたような記憶もあるような気がしますね。学務課長、お願いいたします。

学務課長 すみません。ちょっと昨年度までのデータがないのですが、毎年、調査はしております。毎年、何名か上がってきて、県のほうには上げております。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 何の場面だっけな、実際はいないというのがどこかであったような気がした。

最近、とみにちょっと、ほかの省庁等で議論になっているところもありますから、今は実際、それだけの人数がいらっしやるといのご答弁が今ありました。

市場委員。

市場委員 今回の議案と直接関係ありませんけれども、学校の先生が管理職になっていくときの仕組みというんですか、何歳ぐらいで、どういう関門が——関門というのか何かわかりませんが、試験があって、それをクリアして、どれぐらいの研修期間を経て、また次のステップに移るとか、おおよそのことを教えてほしいんですけども。

学務課長 何歳からという明確な規定はございませんが、千葉県としまして、教職員の育成指標としてステージを3つに分けております。成長期、発展期、充実期で、大体20代が成長期、発展期が30代、充実期が40代以降という形で一般的には捉えられております。

管理職になるに当たりまして、当然いろんな経験が必要になりますので、学年主任、教務主任、研究主任、生徒指導主任といったいろんな経験をされた方が希望されることがまず多いです。本人が手を挙げまして、希望して受験をしたいということで、千葉県が行っております管理職試験を受けて、合格をすれば名簿に登載をされることとなります。その後、実際に各市町村教育委員会の管理職のニーズに応じて、実際に登用されたりしてまいります。

教頭経験を大体3年経験すると、次のステップに進むというのが一般的でございますが、これも実際に正確に何年じゃなきゃだめとかという規定はございません。ただ、教頭1年で、次すぐ校長とかということは当然、受験はできないというようになっております。

市場委員 教頭試験になるための試験みたいなものがあるということですよ。校長先生にな

るための試験というのは特にはないという話なんですか、今の。

学務課長 教頭になるためには教頭試験がございます。校長になるには校長試験がございます。

教頭の前に主幹教諭という制度もあるんですけども、管理職ではないんですが、主幹教諭を希望される場合にも、これも試験がございます。

市場委員 どの自治体もそうだと思いますけれども、教員の年齢の二極化ということが問題になっていると思います。松戸市は40代の教員はすごく少ないんだと思いますが、今後は管理職の確保が難しくなってくることも想定されると思いますけれども、そのことに対する取り組みとか対策というのは何かお考えでしょうか。

学務課長 委員さんおっしゃいますとおり、40代の職員が非常に少ないということで、教頭先生たちの人数の確保というのは、千葉県も松戸市も共通の課題でございます。数年前から40代の教員がいないので、採用のときにも、県教委のほうも40代、ちょうど足りなくなることに40代になりそうな職員の採用ですとか、いろいろその辺は工夫をしております。

千葉県全体でどの市も足りないというわけではございませんので、各市で融通しながら、お互いに人数をやりくりしながらというところもございます。あとは、若手の育成に力を入れておりますので、40代でなければ教頭になれないというわけではございませんので、30代後半から教頭になれる、そういった資質を育む、そういった研修を進めております。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

武田委員。

武田委員 すみません。今回でなくてもご質問させていただいていいんですしたら、ちょっと2つだけ。

今の市場委員の質問に近いのですが、私の周りで、40代ぐらいで仮採用というか、何ていうんですかね、本採用の教員じゃなくて、幾つかの学校を掛け持って、そういう仮採用じゃない、何ていうんですかね。

(「講師」の声あり)

武田委員 講師ですか。そういう形で入ってらっしゃる方が、本年度ぐらいから本採用の教員になるという方が二、三人、いらして、そういう傾向は松戸市でも——その方たちは他市なんですね、県内他市なんですけれども、松戸でもそういう事例がふえてきているのかということと。

あと、司書さんですね。以前から全校配置を目指してはいますが、現状どうなっているのかという、推移をお願いします。

学務課長 今、ご質問ございました講師の件につきましては、松戸市でも30代あるいは40代で講師やスタッフを経験された方が、本務教員として採用されている事例がございます。

それから、司書さんにつきましては、指導課の案件になりますけれども、全校に、フルタイムではないですが、全校に配置をしております。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

武田委員 いずれは、全校配置を目指すという推移ですか。

学務課長 今、兼務での全校配置という形にしているので、兼務でなく、1人が1校で全校配置ができればとは考えております。

(「それは徐々に目指すところと」の声あり)

学務課長 はい。

武田委員 はい、ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほか、よろしいでしょうか。

昨年からの変更点は少ないんですが、やっぱり全体の傾向として、人の採用数の差が年によって波があったということで、それをどう吸収するかということで、現場ではご苦労されると思います。県の方針に従って今回、変更するというのが中心でございます。

よろしければ、いいでしょうか。

ほかにないようでございますので、質疑及び討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

議案第31号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第31号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第32号

教育長職務代理者 次に、議案第32号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題いたします。

スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 議案第32号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

10ページをごらんください。

提案理由といたしましては、町会・自治会連合会の地区長から推薦が今回ありましたので、

ご提案させていただくものでございます。

今回、新松戸地区から推薦がございましたのは、伊藤亜希さん、女性、43歳、指導できるスポーツはテニスということです。なお、任期につきましては、平成30年11月8日から平成32年3月31日までとなっております。

今回ご承認いただければ、次の11ページにあります地区別の集計表のとおり、合計106名となります。

以上、ご説明とさせていただきます。

教育長職務代理者 議案第32号につきまして、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

1名の追加、新松戸地区から、女性でテニスの指導ができる方ということで、伊藤さんが推挙されております。いかがでしょうか。

何回もこの種類の議案で出ておまして、人数の充足等につきましては今までも質問が出ているところかと思えます。まだ、新松戸地区も15名が推薦依頼ですが、そこには達していない、今回お一人追加していただけるということです。よろしいでしょうか。

特にないようでございますので、それでは、質疑及び討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

議案第32号について、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第32号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第33号

教育長職務代理者 次に、議案第33号「松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

ご説明をお願いします。

スポーツ課長。

スポーツ課長 議案第33号「松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

12ページをごらんください。

まず、提案理由でございますが、運動公園体育館及び運動公園野球場の改修工事が竣工し

たことに伴い、使用料の改定を行うとともに、既存施設の料金体系の見直しを図るための提案でございます。

詳細につきましては、13ページ、参考資料の新旧対照表のとおりでございますが、主な改定内容を申し上げます。

まず、野球場についてですが、昨年実施した改修工事に伴い、専用使用料を改正するものです。金額といたしましては、一般で2時間4,320円を5,500円へ、電光掲示板につきましても電気使用料等に対応するため2時間320円を1,080円。

ここ数年で、野球場につきましてはラバーフェンス、トイレ、スコアボード、人工芝と整備をいたしました。その整備したことによりまして、冬の冬季利用を中止しておりましたけれども、今回から利用時間の拡充を図るために、1月、2月も開放できるようになります。

次に、体育館ですが、昨年度、つり天井改修にあわせて空調機の設置やLED化、それに伴いまして専用使用料を改正するものでございます。

現在、体育館は、4時間単位の設定でしたけれども、今回、利用実態に合わせまして、2時間単位にあわせて変更するものでございます。金額につきましては、今までの4時間8,100円と表記されておりますけれども、2時間に換算すると4,050円、今回の改正案につきましては、その4,050円から2時間5,860円の増額と考えております。

これによりまして、冷暖房の利用が自由裁量となります。利用者の更なる利便性向上をこれから図ってまいりたいと思っております。

また、陸上競技場につきましては、金額の増減はありませんけれども、同じように4時間表記になっておりますところを、2時間表記に変更したものでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第33号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

基本的には、設備の向上に伴ってアップした部分があるということと、あとは4時間単位から2時間単位に変更してということですね。

武田委員。

武田委員 料金には関係ないんですけども、アマチュアスポーツに使用する場合と、アマチュアスポーツでない催し物というもののカテゴリーを教えてください、ちょっとわからないので。

スポーツ課長 特に、アマチュアスポーツというのは、皆さん、子供から大人まで、趣味ですとか自分のやっているスポーツをやる場合を、通常アマチュアスポーツと呼んでおります。それ以外のプロというのは、以前、運動公園でもあったんですけども、プロレスですとか、そういう興行的な、入場料を取ったりしてやるものをアマチュア以外のスポーツというような形で表現させていただいております。

以上です。

教育長職務代理者 そうすると、スポーツ以外というものもあるわけですね。アマチュアというか、プロではないけれども、スポーツ以外の集まりでお借りをするというのも、利用実態があるんですかね。

スポーツ課長 最近、特にあるのはテレビの撮影ですとか収録が、年末年始の特番で使わせてほしいとか、そういったものは当然、アマチュアスポーツではないんですけども、アマチュアスポーツ以外というくくりの料金をいただいております。

教育長職務代理者 ほかにご質問。

伊藤委員。

伊藤委員 ちょっと幾つかお聞きしたいんですが、今回いろんな施設面を充実させたことに伴う基本的な値上げと言っていいと思うんですけども、そういう施設の充実度とあわせて、この金額が妥当だろうというのは、他の近隣都市の同様な設備を持った——こういう設備を持った施設ですね、と比較をある程度されたのかどうか。その中で、どういう位置づけ、松戸市はさらにそれよりも安いんだよという、皆さんの利便性を考えて安くしておられるのかとか、そういうようなご判断はどうされたのかということが1つ。

それから、これまで4時間、午前中、午後というように分けて使っていたのを、先ほどの説明で、これまでの利用実態に合わせて2時間にされたということのようなんですけれども、利用者側からすれば、これまでは4時間でこれだけの金額でやっていたのを、2時間ではちょっと足りないので、さらに1時間ぐらい追加したいという場合も、結果的には2時間プラス、2時間となり、かなりの増額になってしまうと思うんですけども、その辺の利用者側の利便性を考えて、それはもちろん全ての人が満足するというわけにはいかないでしょうけれども、その辺のところはこれまでの実態を考えると、これが妥当だろうというご判断をされたのかどうかという、そういうのをちょっとお聞きしたいのと。

それから、今の使用目的との関連で、例えばグラウンドとか何かを、商業目的で何か見本市をやるとか、あるいは物産展をやるとか、全くスポーツとは関係のない目的のために、何

かそういうことを利用するということも可能なのでしょうかというのをちょっとおきしたいと思うんです。

教育長職務代理者 3点ですかね。

スポーツ課長。

スポーツ課長 まず、1点目の今回の他市の状況ということなんですけれども、まず野球場につきましては、あの運動公園のレベルと同じようなものが、近隣では浦安市がございます。

浦安市につきましては、野球場、大人が一般に使う場合は、2時間で5,070円なんですけれども、子供が使う場合は、浦安市は2分の1ということで2,530円となっております。ただ、松戸の場合は、子供につきましては大人の料金の3分の1の料金ということなので、松戸は1,830円で子供たちは利用できます。

もう一個、体育館につきましては、他市、市川、柏、流山、浦安と調査をさせていただきました。他市の料金につきましては、使用料金と冷暖房使用料、これ別々の設定になっておりまして、実際の実情ということでお話を聞いたところ、余りお金を出して冷房をつけたりする団体は実際は少ないということです。市川でいいますと、1年間で32時間しか、お金を払って冷暖房をつけなかったということと、柏につきましては年間約2,000コマ、体育館時間があるんですけれども、実際使ったのが54コマ冷房を入れたと。

料金につきましても、同じ条件で2時間冷房をつけて体育館を使うという場合、市川だと2万4,999円、柏が1万4,900円、流山は1万9,000円、浦安は1万9,650円となっております。その中で松戸、今回の設定は、せっかく冷暖房をつけても、他市の状況を見ますと、使われずに、皆さん我慢してやっていることもあるということなので、今回、冷暖房料金は別に設定しておりません。今回、全体の改修工事の中で、維持管理費を含めた値段ということで5,860円という設定とっております。なので、我慢することもなく、暑いときはつけていただければいいですし、寒いときはまた暖房をつけるというような形で、より快適に利用できるような設定を今回考えております。

あと、4時間と2時間の関係なんですけれども、今まで4時間の金額の設定なんですけど、例えば14ページの左側の真ん中あたり、2時間以内を使用する場合50%減ということで、実際、料金的には皆さん2時間単位で使っていたんですけれども、ここの表の表記が4時間幾らか載っていないので、今回、この50%減という紛らわしいものを右側のように取りまして、2時間幾らですよという形に表記をかえさせていただいております。

あともう1点、スポーツ以外も使うことができるのかということなんですけれども、当然、

料金設定としては目的外、スポーツじゃないので目的外の料金という形になりますので、それは使用することが可能です。

(「可能ですか」の声あり)

スポーツ課長 はい。

以上です。

教育長職務代理者 よろしいですか。

伊藤委員。

伊藤委員 ちょっと、すみません、追加で。どこかに書いてあるのかも知れませんがそうしますと、近隣市と比べても冷暖房のことなんかも含めてですと、非常に使い勝手がいいということになると、他市の人が利用するということが将来想定されると思うのですけれども、それは可能なのでしょうか。

スポーツ課長 他市の方も利用は可能となります。今までもそうなんですけれども、ただ、他市の市外の方が使うとき料金は2倍になります。

(「あ、そうですか、どこかに書いてある」の声あり)

スポーツ課長 末尾ですね。15ページの上のところ、100%増しという。

教育長職務代理者 特に、冷房のニーズにつきましては、近年、大変心配されている状況もあるので、そこら辺活用されるように、こういう料金設定にするということとのバランスだと思います。もとより黒字運営をする目的ではないということかと思しますので、適正な料金設定という検討の上で今回、ご提案があったというふうなご説明かと思えます。その辺のバランス感も含めて、いかがでしょうか。

山形委員。

山形委員 今、伊藤委員が質問されたことは、私質問したいことと重複していたのですが、その中でまたちょっと冷暖房のことで。今、自由裁量というところをお話しあったんですけれども、今までは、冷暖房費は松戸市は取っていたのでしょうかという確認……

教育長職務代理者 体育館ですか。

山形委員 体育館です。

教育長職務代理者 体育館は冷暖房なかったんです。

山形委員 失礼いたしました。

こういうシステムを知ると、何か都市よりも本当に体育館の使用が快適にできて、とても松戸市民であることがメリットが大きいなということがスポーツされる方には伝わっていく

といいと思いました。

電光掲示板について、価格がかなり上がっているんですが、今までは電光表示ではなかったんで、電気代の使用料がかなりかかるから、このぐらい価格が上がったという理解でよかったですでしょうか。

スポーツ課長 今までは、2年前に実際に工事は終わっているんですけども、子供たちが点数ですとか、そういうのを手作業で中に入れてかえておりました。今回、電光掲示板ということで、本部からパソコンで、名前も出ますし、点数、ストライク、アウトも全て今度表示されるものになっております。

今回の設定ですけれども、浦安を参考にしますと、浦安は1,620円、電光掲示板を使うと料金がかかります。今回320円から松戸は1,080円ということで、最低限の電気料を賄うぐらいの設定という形にさせていただいております。

山形委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

議案第33号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第33号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第34号

教育長職務代理者 次に、議案第34号「松戸市学童災害共済条例施行規則を廃止する規則の制定について」を議題といたします。

保健体育課長。

保健体育課長 議案第34号「松戸市学童災害共済条例施行規則を廃止する規則の制定について」ご説明いたします。

平成30年度松戸市議会9月定例会において、松戸市学童災害共済条例を廃止する条例を制定する議案が可決されました。これに合わせ、松戸市学童災害共済条例施行規則を廃止するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長職務代理者 議案第34号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

18ページ、19ページが今まであった施行規則ということで、その土台となる条例が議会のほうでもう廃止をされたということですかね。

武田委員。

武田委員 廃止に伴ってこれがなくなるというのは別に当たり前のことなんですけれども、以前も山形委員でしたかおっしゃっていたかと思うんですが、このときに集めていた共済の掛金がその後どうなったのかについて、わかることがあったら教えていただきたいと思います。

保健体育課長 一般会計に繰り入れるということを考えております。

以上でございます。

市場委員 それ保護者から集めたお金がある程度あるはずなんですけれども、それを一般会計に組み入れるというのは、行政のやり方として正当性のあるものだと考えていいんですね。

保健体育課長 加入していただいた歴代の保護者の方、あるいは一般市民の方に一番ご理解をいただける方法というふうに考えております。規則自体というか、けがが起こったことについては、今年度、平成31年3月31日までのけがについて申請ができる、その申請の期間は来年度1年間猶予というか、申請する期間がございますので、昨年度までの実績からいきますと、今年度も補正予算によって基金から100万円程度切り崩しをしております。残額が約350万から360万ということとなることが予想されます。

また、平成31年度中の給付額、つまり掛金を徴収しないで、申請に対してのお支払いというか、給付だけになる年度が来年1年間ということになると思うんですが、そちらの給付額の予想も300万余りということで、残金については給付に充てて清算できるものというふうに考えております。試算からいくと、100万円程度がその切り崩し分足りなくなるということなので、ほとんど基金というか、掛金で残金自体が来年1年間の給付によって支払いに充てられるというふうな私どもの試算でございます。

以上です。

市場委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 山形委員。

山形委員 今のを伺って、もし基金のお金が残らないという計算は……、100万円ほど残るという理解でよかったですか。今、31年度給付をしますよね、給付をして350から360万で、先

ほどの説明だと300万くらい給付するって言っていましたよね。でも、残りが100って、今お話では聞こえたんですが、残らないということは想定されないという理解だって……

教育長職務代理者 もう一度お願いします。恐らく、その100万円切り崩すとか、ちょっとそこがわかりにくいんだと思います。

保健体育課長。

保健体育課長 まず、350万円から360万円が残金となるという予想です。

教育長職務代理者 残金、今度の30年3月末で。あ、ごめんなさい、31年3月末か。

保健体育課長 そうですね、31年の3月末で、平成31年度中に給付の予想も300万円余り、細かい数字、350か360か、340か330かというところですね、きっと。

(「予想ですから、わからない」の声あり)

保健体育課長 予想なので、例年からすると300万円は上回ったお金が、掛金を集めることなく給付に充てられる。なので、掛金、基金の残金自体はほぼ残ることなく、何というんでしょう、給付に充てられて、31年度末、全部の申請が終わった段階ではほぼプラス・マイナス・ゼロという形で、いわゆる一般会計に全部が、一時的に繰り入れることはあっても、一般会計から今度は31年の来年1年間の申請分を給付いたしますので、それがプラス・マイナス・ゼロになるというふうな私どもの試算でございます。すみません、説明がわかりづらくて。

以上でございます。

教育長職務代理者 なるほど、条例の根拠がなくなるから、一般会計に今年度末には1回入れると。

保健体育課長 入れます。

教育長職務代理者 入れるということで、あとは一般会計の中で対応して行って、それに給付相当額を出していくということですね、来年度中にね。

保健体育課長 おっしゃるとおりです。

教育長職務代理者 ということです。大体プラマイゼロで終わるということで、何というんですかね、スタートした年から最後の年の、最後のところが少し給付だけの年があって終わると。あ、給付だけの年があるというか、今年度中に発生した給付を要することに関しては、来年度、事務対応として支払い事務をやっていくということですよ。

保健体育課長 はい、おっしゃるとおりです。

教育長職務代理者 市場委員、よろしいですか。

市場委員 はい、大体わかりました、ありがとうございます。

もう少し、似た様なケースがほかにもあるのかどうかはわからないんですけども、今回のような措置というのは、比較的一般的な対応と考えていいんですか。

教育長職務代理者 こういう掛金と別に拠出を受けていた、全部公費でない別立てのお金がある場合に、こういうものを解消するときに、最後は一般会計で最後の出入りをやるということが、ほかにも例があるのか。

市場委員 考え方がわからないので、純粋な質問ですけども。

保健体育課長 すみません。私も経験不足で、余り詳しくはわかりませんが、同じような目的を持ったものの基金に代替というか、充てるという考え方もあるやに聞いております。つまり、今回の場合は、子供の安全とか健康被害に対しての給付、補償という、それと同じような制度がもし本市の中にあるとすれば、基金としてそれに入れたりというのは、考え方としてはなくはないですが、今回の場合は、先ほど申し上げたように、来年度1年間である程度収支がぴったりという考えから、一度一般会計に繰り入れて、それを来年度の給付に充てるということが最適だと考えて、このような措置とさせていただきました。

考え方のことについては、ちょっとすみません、聞き及んだだけなので、回答になってないかもしれませんが、一般的に、一般会計に入れるのが一般的かどうかというのは、ちょっと私はわかりません。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

公益法人が解散するときに、残余財産があると分配できないので、国か自治体か、あるいは同種の目的の公益法人に行くというのが、公益認定の要件になっていたりするので、ですから、先ほどご説明のあった同種の目的のものがあればそういうものに充てるということもあり得ますし、国・自治体に下げれるというのは一応公益に戻すということなので、今回は掛金という、個人が拠出したものがまじっていることについてのちょっと残る疑問がずっとあるねということかなと思います。1つのバランスを考えた結論だろうというご説明かなと思うんですが、よろしいでしょうか。

ないようでしたら、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

議案第34号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第34号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第35号

教育長職務代理者 次に、議案第35号「教育委員会の点検・評価報告書（平成29年度版）」について」を議題といたします。

教育企画課長、ご説明をお願いします。

教育企画課長 それでは、20ページ、議案第35号「平成29年度版松戸市教育委員会の点検・評価報告書について」ご説明をさせていただきます。

本件は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、平成29年度版教育委員会の点検・評価報告書を別紙のとおり定める」ものでございます。

提案理由につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、平成29年度版教育委員会の点検・評価報告書を定めるため」でございます。

それでは、まず「教育委員会の点検・評価」の概要についてご説明いたします。

「点検・評価報告書」の1ページをごらんください。

教育委員会の点検・評価につきましては、平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」いわゆる地教行法が改正され、同法26条において、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を実施して、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならない」と規定されました。この規定に基づき、毎年度、教育委員会の点検・評価報告書を作成しているところでございます。

本議案は、昨年度平成29年度の管理及び執行の状況を点検・評価した報告書について、ご審議をいただくものでございます。

次に、点検・評価の対象と項目でございます。

2ページをごらんください。

対象と項目は、大きく分けて2つございます。①の「教育委員会の活動及び教育委員会が管理・執行した事務に関する点検・評価」と、②「教育委員会が管理・執行を教育長に委任した事務に関する点検・評価」でございます。

まず、①の「教育委員会の活動及び教育委員会が管理・執行する事務」というのは、教育委員会の活動方針、教育委員会会議の運営など合議制の執行機関としての教育委員会がみず

から管理・執行する事務を指します。

②の「教育委員会が管理・執行を教育長に委任した事務」とは、教育委員会が担当する事務のうち、教育長にその管理・執行を委任した事務を指します。具体的には、教育長の指揮監督のもと、教育委員会事務局が処理している事業が対象になります。その事業体系につきましては、4ページから6ページに記載のとおりでございます。

平成29年度は、第6次実施計画の初年度に当たり、事業体系の変更に合わせ、点検・評価の項目にも変更を加えさせていただいております。

続いて、8ページにお進みください。

ここからは、「教育委員会の活動及び教育委員会が管理・執行する事務」の点検・評価となります。

8ページ上段、「教育委員会の活動等に関する基本姿勢」では、市の総合計画・教育大綱・教育施策基本方針に基づき、基本姿勢を明確にして活動を進めていることを説明しております。それに加え、権限が強まった「新教育長」に対し、教育委員会会議がそのチェック機能を果たしていること、さらには、平成29年度の総合教育会議について述べております。

8ページ下段から14ページまでの「教育委員会会議の運営改善、情報発信等の状況」については、記載のとおりでございます。

14ページ下段からの「教育委員会と首長、教育委員会事務局との連携の状況」では、平成29年度に総合教育会議で議題として取り上げた内容をつけ加えさせていただいております。

15ページ中段から18ページにつきましては、「実質的な議論や判断に資する教育委員の自己研鑽の状況」についてです。研修会のレポートや教育委員会会議での報告、学校訪問の報告から抜粋して記載をいたしました。

続きまして、21ページをお開き下さい。

ここから、「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務に関する点検・評価」となります。最初に述べましたが、実施計画が第6次になったことに伴い、点検・評価の内容も見直しをさせていただいております。

まず、21ページから26ページで、第6次実施計画の教育委員会部分を、指標を含めて掲載をしております。

次に、27ページから48ページまで、基本事務事業ごとに点検・評価を行っております。内容は、市長部局で行う「進捗状況調査報告書をもとに、点検・評価の項目を追加し、1ページでおさまるよう、簡素で的確な表現に努めました。そして、今年度から49ページから66ペ

ージにある「主要事業の点検・評価」をつけ加えました。

基本事務事業ごとの点検・評価は中・長期的視点から、主要事業の点検・評価はその年度に即した視点から、点検・評価ができるように考えました。

ご説明に関しては、時間の関係もございますので、主なものに絞らせていただきたいと思います。

まず、27ページ、「政策1子どもたちが自らの将来の目標を持ち、その実現に必要な知識や経験を得られるようにします」の「施策1基礎基本を習得します」、「基本事務事業1-1基礎学力を定着させます」では、松戸市独自の教科であり、学力向上の軸と考えている「言語活用科」を中心に点検・評価を行っております。言語活用科の日本語分野では指導案を改訂して配布しており、また、英語分野では、英語を母国語としない人向けの英語教授法「TESOL」を行っている学校の視察、こちらのほうはオーストラリアのビクトリア州のほうの視察を行い、平成30年度の研修学校を決定いたしました。総合評価は、小学校で目標値に達しなかったことから、Bとさせていただきます。

続きまして、30ページ、「基本事務事業3-1個のニーズに応じた教育的支援をします」では、力を入れている訪問型支援を積極的に行いました。相談拠点である「ほっとステーション」と適応教室との連携などの課題はございますが、目標値を上回る結果でしたので、総合評価はAといたしました。

続きまして、37ページ、「政策2生涯学習やスポーツを楽しむことができますようにします」
「施策1学習したい人が生涯にわたり学習できるようにします」、「基本事務事業6-2市民ニーズに対応した学習機会を提供します」については、松戸駅東口に図書館や市民会館などを複合した多機能文化施設の整備を計画しているところでございます。指標を市民会館と図書館の利用者の合計としています。そのため、合計である目標人数は達成できませんでしたが、若者向けコーナーの増設や書架のレイアウトの変更などのおかげで、図書館の実利用者数は増加しているため、総合評価をBとしたところでございます。

次に、42ページでございます。「施策3スポーツをしたい人がスポーツをできるようにします」、「基本事務事業10スポーツに親しむ環境を整備します」につきましては、運動公園体育館の改修工事や野球場の人工芝生化などを行い、工事等の休止期間のために利用者数が前年度よりも低かったものの、目標値は大きく上回り、かつ改修による利用者満足度の向上も期待できるため、総合評価をAといたしました。

次は、44ページ、「政策3松戸の歴史や文化・伝統が保持され、後世に伝えられるように

します」の「施策1固有の文化・伝統に触れることができるようにします」「基本事務事業12-1歴史的文化資源を活かします」についてです。戸定邸庭園復元工事の実施に伴い、年間を通じて庭園の公開を中止いたしました。外部機関等との連携でコンサートや講演会を積極的に開催した結果、5万人を超える入館者となりました。そのため、総合評価はAといたしました。

49ページからは、所属ごとに平成29年度中に行った主要事業について、点検・評価を行っております。

教育企画課の主要事業では、新規事業として「公立夜間中学校の開設に向けた研究」を上げており、講演会や夜間中学校設置意向調査、県外の夜間中学校の視察などを行い、平成31年の開校に向けた準備を着実に進めていることができております。新たな制度設計や入学希望者の把握、広報活動等に課題があるとなっております。

53ページの青少年会館では、「子どもたちがつくる青少年会館居場所事業」として、子ども同士の学年を超えた交流と仲間づくりを目的とするプログラムを提供し、そのプログラムの指導者を育成するために、「子どもにかかわる担い手育成プログラム」として講座を実施いたしました。多くの方の参加がありましたが、継続的に子どもとかかわる活動に至らなかったことは課題だと考えております。

54ページ、スポーツ課の事業として、「松戸市スポーツ振興基金によるスポーツ振興等への支援」を行いました。全国大会等に出場した団体・個人や、松戸市にゆかりのあるオリンピック・パラリンピック強化指定選手に激励金や奨励金を交付いたしました。今後は、寄附金を集めるなどの活動を強化することが課題と考えてございます。

次に、図書館の事業では、56ページに「図書館整備計画の推進」として、新松戸分館にこどもの図書館を開設したことと、東松戸に地域館の開設準備をしていることを上げております。平成29年度の6歳以下のこども図書館の利用者数は、平成27年度の6歳以下の新松戸分館の利用者数の約9倍増となっており、好評を得ていると考えられますが、東松戸に予定した図書館地域館は、計画が見直しとなったため、これからも関係部署と連携しながら事業を進めてまいり予定でございます。

次に、戸定歴史館の事業では、同じく56ページの「名勝庭園の復元」として、戸定庭園をつくられた当時の姿へ復元するという目的は達成をいたしました。今後は、保存活用計画を策定し、適切に維持管理を行っていくことが課題と考えてございます。

次に、指導課の事業として、58ページの「新たな英語教授法を習得するための海外研修プ

プログラム開発」を上げております。英語を母国語としない人向けの英語教授法である「TESOL」の導入を考えており、その研修場所を探すためにオーストラリアへの視察を行った結果、受講できる大学が見つかりました。平成30年度は、教員を派遣し、受講した成果を市内に広めていく予定としてございます。

次に、保健体育課として、61ページの「部活動の指導力向上に関わる支援体制の充実」を上げております。部活動の顧問を、日本スポーツ協会公認スポーツ指導員講習会や審判講習会に派遣し、指導力向上を支援いたしました。平成29年度は、審判講習会に14名を派遣しており、指導力向上につながってございますが、指導員講習会には派遣できませんでした。30年度以降、指導員講習会へ1名以上派遣することを目指してまいります。

次に、教育研究所の事業として、64ページの「スクールソーシャルワーカーの固定型の実験配置」を上げています。スクールソーシャルワーカーを六実中学校に実験的に固定配置し、家庭訪問や出張面接等さまざまな支援を行った結果、課題を抱える生徒への手厚い支援ができ、十分機能したと考えております。課題としては、学校におけるチーム体制の確立や学区内の小学校の連携が挙げられます。

次に、市立高校の事業として、65ページの「魅力ある学校づくりに向けた『市立高校改革プラン』の策定」を上げています。市松生に身につけてもらいたい力を育成するため、単位制教育課程を実施するため、準備を始めました。幅広い選択科目を実現するための人的資源を確保することが課題であると考えております。

点検・評価報告書の最後、68ページ以降は「学識経験者の意見」を掲載しております。

今回も、昨年に引き続き聖徳大学教授金子英孝氏と元政策研究大学院大学教授永井順國氏にお願いをいたしました。両氏のご意見は掲載したとおりでございますが、記載内容を変更したことを含め、非常に高い評価をいただくと同時に、さまざまなご指摘も頂戴しているところでございます。いただきましたご指摘につきましては、今後の教育行政に生かしてまいりたいと存じます。

以上、大変雑駁ではございますが、点検・評価書の説明とさせていただきます。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第35号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

事業全体のことでございます。個々の政策についての質問に深入りしますとちょっと終わ

らなくなりますので評価報告書のつくり方として何か、修正、ご意見等も含めて、何かご意見あれば。

伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 まず、全般的に、学識経験者の方のご判断もあるんですけども、それぞれ各事業主体というか、所属が取り組んでおられる事業を新しくつけ加えられたということで、わかりやすくなったということは私も全く同感で、こういう書き方でいいのかなというふうに私自身は思っております。

ただ、ちょっと1点、そのようにしたことによって、幾つか若干の問題が出てきているのかなというので、例えば具体例で言うと、28ページに「特色ある学校づくりを支援するため、小・中学校に人材派遣を効果的に行います」ということで、担当課である教育研究所が、こうこうこういうことをされておられるとして、まとめて政策の範囲で記述があって、ここで理解できると思うんですけども、あわせて、各所属のところでもこれが取り上げられていて、当然ながら、62ページに教育研究所が学校支援のためのスタッフ派遣ということで、こうこうこういうことを教育研究所としてはやりましたということが、若干ダブってですけども、当然説明がされているのですね。

あわせて、指導課のほうでも、60ページに「学校支援人材の派遣による特色ある学校づくり」ということで、理科観測実験アシスタント、まなび助っ人を派遣しましたということで、指導課のほうも同じような、こういう特色ある学校づくりという観点からの人材派遣をしているということで、同じ政策の中に2つの担当課が、それぞれ別々にやっておられるんですけども、もちろんそれでいいんですが、そうすると、例えば教育研究所のほうで、55名の方を派遣した、5名の方を派遣した、12名を派遣したという、その数字があるんですけども、この数字が指導課にあらわれている数字と全く別なものなのか。そうすると、実際にそういう派遣されたのは、この数字と双方の数字を合わせたものなのかどうか、あるいはやっぱりどっちかに含まれているのかというのが、ちょっと何かわかりにくくて、何か政策のほうの28ページのほうの数字だけで捉えるのかというのか、その辺のところが見ているほうはちょっとわかりにくいかなというふうに思いましたので、ちょっとそれ1点。

それから、今ある人材派遣が、教師の負担軽減につながるというようなことが書かれていて、これは学識経験者の方からちょっと若干指摘されているんですけども、そういう側面はあるんですが、そのことが、各学校の特色づくりにどういう形でつながっているのかというのが、どうもちょっとわかりにくい。特色ある学校づくりの枠内で人材派遣が行われてお

り、もちろん人材派遣そのものは非常にいいことなので、先生の負担軽減にもつながるし、私はぜひやるべきだと思っているんですけども、それがどういう形で特色ある学校づくりにつながっているのかというのがちょっとわかりにくいので、教えていただければと思うんです。

それからあと、ちょっと細かいところですが、LATのところ、58ページで、指導課のほうでLATを、学力向上のために配置しているということなんですけれども、しかしながら、うまく運用ができない学校も若干見られたとあるんですけども、これはどういうことで、かつそれに対してどういうふうに対応されているのかというのが、ちょっと教えていただければと思います。

それから、これは学識経験者も指摘されているんですけども、我々の——15ページです。いろいろ教育委員が自己研さんのためでいろんなこと、協議会や研修会に参加したりというところですが、これは私も去年もちょっと気になって、教育委員の資質の向上を図るためにという表現でいいのかなと思いがらいたんですけども、今回は学識経審者の方にもちょっとご指摘をいただいて、資質の向上というよりも、何かもっといい表現があるのではないかとご提案をいただいているので、そういう形に変えてもらえたらいいなというふうに思いました。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

答弁をするべき担当課長がそろっているわけではないので……

(「では、私から」の声あり)

教育長職務代理者 はい、教育長。

教育長 最初のほうは私から、最後のほうは担当から答えてください。

最初のほうのいろんな人材派遣、LATも含めてなんですけれども、実は、私どももこれからの課題として捉えております。そもそも松戸のスタッフ制度はもう始まってから十数年たちます。初めはスタッフという1種類、それは委員おっしゃられたように、各学校の特色をきちっと明確化して、それに対してどんな人材が必要かという、そういう仕組みづくりから始めたのですが、予算としては1億5,000万ぐらい、現在はもう、おっしゃられたように、いろんな派遣があって、全部合わせると大体3億円ぐらいに人件費はなっています。それぐらい膨らんでしまって、その経過として、初めはそれぞれの学校で、自分の学校の実態に合わせて、どういう特色づくりが可能かということで、いろんな人材をお願いされたのですが。

(「限定的だった」の声あり)

教育長 限定的でした。それが、もういろんな社会のニーズ、あるいは子供たち、保護者の皆さん、いろんなニーズに合わせて、例えば特別支援でも何種類かの人材が必要、あるいは例えば長欠の児童ですとか、いろんな視点からいろんな支援職員が、あるいは教員が必要になってきた。少人数もそうですし、TTもうそうですし、そういうさまざまな分野で、視点で支援を望むようになってきました。

それで、教育行政のほうとしても、松戸市はそれになるべく対応しようとして、いろんな派遣の種類をつくってきたわけです。ところが、おっしゃられたように、逆にマネジメントする学校側としては、自分の学校として必要なことを、どんどん与えられて当然という、そういうふうな環境が今できつつあるんじゃないかという反省のもとで、そういう支援人材を1回トータルでリセットしてみようかという、ことで今、改革室中心に捉え始めております。

これは、やっぱりどうしてもシステムというのはそういうふうになれていくと、どんどん鈍くなってしまいう一面も出てきますから、その辺はもう一回捉え直す。十数年前、私もそのときは教育行政にいたんですけども、私どもがつくったスタッフ支援のころは、むしろ全部の学校が一律で、特色づくりというふうに、そのころ文部省からは来るんですけども、学校に特色をつくるという視点さえなかなかままならない。なので、あえて特色づくりをするためのスタッフ制度というのを始めたわけなんですけれども、学校もそれぞれ60数校努力していただいて、松戸市がそれぞれの学校で活性化されて、いい状態にはなっているわけなんですけれども、その状態でずうっと来ているわけなので、果たして今は本当に特色づくりにいっているのかという、マネジメントの能力が本当に対応できているのかなという、そういう視点もあります。

いろんな意味で、派遣人材の仕組みについては、もう一度見直して、新たな特色ある学校づくりというのを目指さなきゃいけないんじゃないのかということも今、進み始めています。その辺のご理解をいただければというふうに思います。

いろいろご意見ありがとうございました。もし足りなかったら、また質問していただければ。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

教育企画課長。

教育企画課長 すみません。最後のほう、15ページ、教育委員会の部分の資質の向上というような表現のお話でありますが、こちらのほう、次回、適切な表現になるよう、表現につき

ましてはこちらのほうで検討させていただいて、次回までに改めたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 今回については、これで議会のほうに出されるということですよ。

教育企画課長 そうですね。

教育長職務代理者 そうですね。

市場委員。

市場委員 例えば27ページの政策1「子ども達が自らの将来の目標を持ち、その実現に必要な知識や経験を得られるようにします」ということが、一番大もとの目標なんだと思います。それに対して計画事業として、言語活用科の授業指導案をふやす、数をふやし云々かんぬんで、定量評価をするものを、指導案の種類の数にしています。それはそれでわからなくはないんですが、政策1に対する定量評価の指標として、これをぼんと持ってこられると違和感もちます。政策1についてはもっと色々な評価基準が必要だと思います。しかも32年度まで、ずっとこの評価基準定量評価をやっていくということですね。

大もとのところと定量評価の基準の距離がちょっと遠いなという気がしています。

教育長職務代理者 これはいかがでしょうか。教育企画課ではちょっと難しいですかね。

これは、それぞれ指導課等で考えてですね。

市場委員 ちょっと考えていただきたいということです。

それに関連して言うと、去年までは、例えばこの政策1の評価は、むしろ21ページ、22ページに書いてある目標を持って学習している生徒がどれぐらいいるかとか、そういう、評価基準だったんですよ。

それで、21ページから26ページまでのものと27ページ以降と、何でこんなふうに分けたのかわからないなと思ったんです。

教育長職務代理者 ご意見としても、ぜひご検討いただきたいということですし、目標の設定の仕方といいますか、評価の、ある程度評価をしなければならない前提ですので、何か指標を置かなくちゃならない、そういったときに定量評価ができるものを選んだ、それとの……

市場委員 教育の政策を評価するのに定量評価するということは、そもそも難しいことなんだろうとは思いますが、ある意味、やむを得ないというところもあるかもしれないけれども、これだけ見せられると、何だかなと思うところが実際ですね。

教育長職務代理者 ご意見です。

市場委員 意見、参考意見としてお聞きください。

(「ちょっとすみません」の声あり)

教育長職務代理者 はい。伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 これはあれですか、さっきのお話だと、きょう見せていただいた点検・評価報告書というのは、きょうの議論の中で内容を変更することはできないんですか。

教育長職務代理者 教育企画課長。

教育企画課長 変更できないわけではございません。

伊藤委員 例えば、明らかに何か間違っているんじゃないか……

教育企画課長 訂正とか、そういう部分は、はい。

伊藤委員 そういう訂正はできるわけ。

教育企画課長 できると思います。

伊藤委員 そうすると、ちょっと先ほど私申し上げた部分は、69ページに金子先生の指摘でまさしく出ていて、資質の向上を図るためというのは、この先生は謙遜だという言い方をしているんですけども、職務の実効性を高めるためとか、職務をより適切に果たすためというように形にされたらどうですかというふうにされているので、むしろこういうような変更ならできるのかなという、この表現のどちらでもいいですし、あるいはこれじゃなくてもいいんですけども、こういうような変更にさせていただければありがたいなというふうに、もし変更が物理的に可能とかいうことであればね、それが1つと。

それから、続けて、例えば22ページの指標と実績値のところの数字なんですけれども、この達成率のパーセンテージの出し方が、ちょっと何かわかりにくいんですけども、例えば授業が楽しいと感じている生徒の割合が単位パーセンテージで、実績値と達成率というのがあって、基準値が21年度が69.3になっていて、28年度が64.0ということで、実績値がふえているのに達成率が98.5%というの、これちょっとどういうことなのか、何か別の計算でされているのかどうか、ちょっとよくわからないんですけども。

教育長職務代理者 目指そう値から、目指そう値に対する比率ですかね、一番右の。

伊藤委員 32年度の。

(「そうです、最後の」の声あり)

教育長職務代理者 そこだと計算は合いそうですね、ちょっとやってないんです。

(「要するに、総合計画なので」の声あり)

伊藤委員 そういうことですか、基準値との比較ではないんですね。わかりました。そういう計算なんですね。

教育長職務代理者 最初の伊藤委員指摘された修正の可否なんですけれども、これどうなんですかね。そういう識者の指摘があるという前提で、逆に言うと、ここで変えてしまうと、識者の指摘が浮いちゃいますので。だから、これは、先ほどの答弁だと、そういうことを踏まえて、来年以降に反映をしますというお話、一応それも手順かなというのがあります。

教育企画課、補佐。

教育企画課長補佐 すみません。点検・評価の担当です。もし変えるのであれば、先ほど山田先生も言われたように、外部評価委員の指摘を受けて変えましたということを明示した上で変えるということではできると思います。

教育長職務代理者 なるほど。

教育企画課長補佐 この部分は、委員からこういう指摘を受けたので、こう変えていますというところをどこかで明示をさせていただいた上で、後は、皆さんのご承認を得て変えることは可能かと思えます。

教育長職務代理者 なるほどです。そうするとわかるということですね、両方話が。

伊藤委員 皆さんが気にしないならいいです。

教育長職務代理者 いや。ただ、やはり……

(発言する声あり)

教育長職務代理者 そうですね。例えば、使い方とすると、教員の資質向上とかという言い方しますよね。教育委員会の委員も同様に言うということに関して、スルーしてしまえばそれだけの話なんですけど、やっぱり果たすべき役割というのは、何か私たちが一定の程度まで勉強して、それを発揮するという事より、職務上とか経験上持っているものをここで申し上げながら、事業の執行をチェックするというのが役割だとすれば、資質向上というのはどうも何となく温度が違うんじゃないかというのは、この識者の意見のとおりなのかなというのがあるので、そこら辺は企画課長のほうでご検討いただいて、再考するようであればそうしてことしに反映していただくし、無理であれば、それを受けてきちっと申し送って、来年にそういうものやっていたとということ。

教育企画課長。

教育企画課長 それでは、今の金子教授からの意見に基づいて変更させていただいた形で、ご報告させていただくようにしたいと思います。

教育長職務代理者 そこら辺、何か付記するという事ですね。

教育企画課長 そうですね。

伊藤委員 もちろん、そういう形で、はい、わかりました。

教育長職務代理者 そのほか、よろしいでしょうか。

武田委員。

武田委員 これは何というか、考え方なのかなと思って見ていたんですけども、この項目が施策の1に当たるとか2に当たる、3に当たるというので、もしかしたらこれは1じゃなくて、2なんじゃないかなとか、2じゃなくて3に近いのかなとかって思うことが何か所かあったんですけども、でも、例えばで言うと、29ページの施策の1は、きちんとした道具がないと基本学習に支障を来すという意味では1なのかなと思う反面、安全面を考えると3にも共通項として価するのかなと。これ、必ずしも同じ項目立てでやっていないので、1と3とか、そういうのはだめなのかなと思ったりもしたんですよ。

隣の30ページの不登校に関するものも、1でもあり3でもあるような気もしたりとかっていうふうに感じながら読ませていただいていたんですけども、あるいは31ページも、1なのか2なのかというふうに、カテゴリ分けは別に、さして大きな問題ではないのかもしれないんですけども、もしかして問題ないのであれば、「1と2とまたがった施策として考えてやったことです。」みたいなことも先々考えられたりするのではないかなというふうに思ったのが1つ、これは単なる意見です。

それと、何でしょう、44ページとかの戸定なんかは確実に人数がふえてというところで、目標値というところで近似しているのでA評価をしていたりするところがある反面、博物館なんかはなかなか人数の問題が出ていますんですけども、以前から申し上げているとおり、ここの人数が伸び悩む要因は、必ずしも博物館だけにあるわけではなくて、あの立地条件と駐車場の料金の問題というのはいつまでも解決していないので、何というか、人数だけの評価じゃない部分を盛り込んでいってほしいという気持ちが強いんですね。伸び悩む理由が、施設の云々とか企画の云々だけではないような、あそこに関しては気がしています、私は。これも個人的な意見です。

それに関連して、47ページですか、森のホールでやっているものの作家の個展というのを、博物館、戸定歴史館にもふやすというのは、どういうふうに具体的にやるのかは、まだ伺ってもいないのでわからないんですけども、現状の問題点というのが意外と多くて、その辺をちゃんと問題を上げてから拡大するというふうにちょっと、せつかくふやすということを考えてくださっているのであれば、きちんとした問題点を浮き彫りにしてほしいと思っています。というのは、作家さんはおおむね優しいので、皆さん不平不満は言いませんけれども、

現状、あそこを訪ね——森のホールを訪ねてくださった方が見てくださっているのです、それが人数に反映して、それでいいということではなくて、すごく危険な状態で見せているということに対して、本人の確認をとったからよしというのは、ちょっと雑だなと思いつけているのが本音でございます。

それと、その展示だけを見たい人と、ホールに用があったからついでに見るわけではない人に対する対策が、何度か申し上げているんですが、何も考えていただけてないのかなというところで、人数のカウントを博物館なりで考えるのであれば、そういったところの人数のカウントも考えていただきたいなというふうに感じました。

だから、そういうところだけで見ての評価だと、なかなかA、B、Cというカテゴリで分けるのは難しいのかなというふうに感じて拝見していました。これは、改善点ではなくて、意見です。

教育長職務代理者 よろしいですか。

武田委員 はい。

教育長職務代理者 ちょっと分けて、答弁いただければなんですが、これも担当課にお伝えくださいということに全てなるんだらうと思うんですが、一番最初の評価をまたがった記載をしたらどうかというのは、これは行政的な仕組みとして、点検・評価のつくり方にかかわりますので、ちょっと答弁いただければと思います。

教育企画課長 実は、点検・評価のつくり方につきましては、これは市長部局側との協議の上、決めさせていただいているものなので、変更させていただくには課題がありますので、ご了承いただきたいんですが、こういう議論があるということで、その辺のところはまた検討していきたいと思っています。

それから、今のそれぞれの所属のものにつきましては、ご指摘はお伝えさせていただきますが、どういう形で指標を持つかという点については、観覧数なのか、中身なのかという部分については、各所属でこれを数値として捉えていきたいという判断なので、一応委員さんからこういうご意見があったということはお伝えさせていただきますので、ご了承いただければと思います。

教育長職務代理者 先ほどちょっと市場委員からのご意見も、目標とその指標の置き方の距離感というところが、今のところが同様のところなのかなというところもあります。

市場委員。

市場委員 こういう報告書のつくり方は、難しいと思います。さっきも言ったように、27ペー

ジの「基礎学力を定着させます」を定量評価する指標として、指導案の数とかというのを持ってこられると、ちょっと開きがあるとは思いつつも、事業の計画としてはこういうことを計画したので、これが定量評価の指標だと言われれば、それはそれなりに納得いくものです。書き方の問題と言ってしまえば、それまでなのかもしれないなど、思っているところなんです。が、難しいです。

(「いいですか」の声あり)

教育長職務代理者 はい、教育長。

教育長 そういう疑問というか、なかなか解決できない部分は、私もずっと感じています。でも、これはもうある意味、市長部局、全体の総合計画の中での位置づけの評価なので、やむを得ない部分かなと思います。一方で、例えば家庭教育の部分とか幼児教育の部分では、子ども部との連動もあるわけです。その評価は一体どっちに書くとか、そういったいろんな部課にまたがる課題が行政としてはどんどんどんどんふえてきているので考えなければならぬ。

でも、こうやって1つの課が本来、主管課としてきちっと評価しなければいけないという、そういう縛りがありますがここじゃないのとか、あっちにも関連するんじゃないのという疑問は、ですから、必ず出てくることは、これからますますふえてくるかなとは思っています。

ですから、これは行政全体としての課題でもあるかなというふうに思っています。すみませんが、そのくらいしか言えません。

それから、さっき博物館の件で、作家の個展をふやすというのは、これはほかの場所という意味ではないと思います。

(「あ、違うんですか」の声あり)

教育長 はい。森のホールの中でふやしたいんだと思います。

それで、武田委員さんから、前からさっきおっしゃられたような、作家の個展に対してはご意見いただいているんですけども、美術協会の方々はとにかくこれはうれしいんです。

(「いや、そうなんです」の声あり)

教育長 うん。ですから、そこで、では仮にあそこにきちっと、そういういろんな安全面を配慮したものをつけるのが可能かというのと、そのことについては最初から森のホール側とは議論していました。でも、もっと美術環境を市民の皆さんのレベルで広げるためにはということ、何とか納得してもらって、あれが妥協点なのです。確かに、例えばさわられたりとか、という面は私も最初は心配しました。でも、それでもいいからさせてくれというのは美術協

会の幹部の方々のご意見なので、今回も、じゃあもう一回ふやそうかと。とにかく、あそこにああやって、市民の皆さんのお一人お一人頑張っているものを市民の皆さんに見ていただけるという、そういう機会を得られているということ、もっと広めたいなというふうに思っているというのは、私は現状だと思っていますので、何とかご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、博物館の駐車場とかの件は、この間もいろいろ議論したんですけども、もうどうやっても無理だということなので、駐車場については。あっちこっち、これも何年もかかっているんですが、この間、ある意味結論を出して、であれば、例えば森のホール側の駐車場があるじゃないですか、あそこに例えば博物館という表示をつくるとか、あそこからずっとこの博物館関連のアピールをするような環境をつくるとか、そういった解決方法を探ってみるかということでこの間、私たちの話は終わりました。

武田委員 その駐車場関連なんですけれども、安全面の話はいろんな妥協点、打開点のいろんな、あとは注意喚起とかそんなことでも少しは向上していくのかなと思うんですけども、駐車場なんですよね。博物館で、例えば松戸市の博物館の企画展規模で500円の徴収をするとする。あそこに行くのに、意外と交通の便はそんなによろしくはないので、車で行かれる方が結構多い。その中で、行きたいと思う方は、皆さん21世紀の森のホールの駐車場にもちろんとめます。だけれども、あそこで500円払って、こっちで500円払って1,000円だったら、都内の博物館の展示行こうかなというふうに、意外と何ヶ所か観に行きたいなと思っている方の自己予算が個人個人にあるとしたら、その選択肢に入れていただくためには、せっかく来ていただいたんだったら、見てきていただいた半券をお持ちしたら、例えば駐車料金ただになるとか、そういうふうであれば人数は伸びるんじゃないかなとか、あるいは公園の使用人数についても、すごくふやしたい、ふやしたいというお話はずっと聞いているんですけども、私のお友達はみんな子供大きくなっちゃいましたけれども、子供が小さいときに連れて行って入って、子供がやっぱり嫌になっちゃって、すぐ帰るといったときに、500円は高いよって、必ずみんなそう言うんです。だから、そこを選ばない。あんなにきれいな公園なのに、すごくもったいなくて、だから、駐車料金が、体育館の使用料とかは、こんなに配慮してくださっているのに、何であそこの駐車料金だけあんなに高いんだろうというふうに感じています。

あるいは森のホールの美術の展示せっかくしてくださっているんだったら、それを見たという何かがあったらただにしてくれたらいいのと思うんですよ。

生涯学習部長 先ほど、今の料金の関係ですけれども、検討、こういう検討もできるよねということもやっぱり頭の中にはあります。例えば、先ほど教育長がおっしゃったように、森のホール側に博物館の専用駐車場とやったときに、例えば今、松戸市役所でもやっているように、1時間、仕事で来たときには時期を切ってもらおうとか。ですから、500円のうち幾らになるのだかと、当然検討しなきゃいけない項目だと思っております。そういうようなことを検討しながらアナウンスをして、こっちに来てもらうということ。

やっぱり、一番いいのは、そばに駐車場があるというのが一番よかったんですけども、やっぱりあそこの道路構造の関係だとかで、松戸警察署、あそこは東署になりますか、規制課のほうでもやっぱりなかなか難しいと。あそこはいつも事故が多くて、警察がもうあそこで一斉とかやっているところなので、なかなか難しいというところがありまして、であれば、森のホールで専用駐車場というのもやっぱりこれで案内するのも一つの手なのかなというふうに今考えています。

武田委員 そうですね、ぜひお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

山形委員。

山形委員 点検・評価の書き方等、見やすさが向上していて、今回読ませていただくのは、とても快適に読ませていただきました。ありがとうございます。

私の中で、30ページのところで、これは意見です。不登校についての記載で、70ページの専門家のご意見の金子先生も書かれていらっしゃるように、取り組み課題が不登校生徒を減少させるというところの部分で、「させる」というところが、やはり学校復帰がゴールになるようなニュアンスになりかねないので、その部分を次のときにでも訂正していただきたいです。

そして以前からずっと気になっていたことなんですけれども、「適応指導教室」という表現や表記について、文科省のほうもホームページを検索しますと、もう既に「教育支援センター」という表記になっています。各近隣市も、「教育支援センター（適応指導教室）」というような形の表記にもなっていますので、その部分検討していただけたらと思っております。言葉の表現だけでと思われるんですが、とても大きなことだと思います。

この評価について、私もほかにもいろいろ何点か、気にかかるのはたくさんあったのですが、この中で特に不登校と就学相談が一緒の数になっているのがとても気になりました。就

学相談も3,500人いらっしゃるんですね。なので、就学相談についてと不登校対策について、別な事業としてカテゴリーをつくったほうがよいと思います。このまとめでの評価が32年までであるんですけども、別のものとしての扱いをしたほうが、より実数としてわかっていくことや、対応についてもきめ細やかにされているということがわかると思います。

後ろのほうでも、63ページの上のほうです。本来であれば、不登校に対してというか、面談の数とかの種類も、古ヶ崎と五香の分室では随分内容が異なると思いますので、その辺は分けて評価をされたりとか、分けた事業になっていくことが望まれるかなと、一保護者として思いましたのと。

74ページにも、永井先生もおっしゃっておりますが、学校復帰を目指すのではなく、児童一人一人が大切にされるような支援システムと学習の機会が奪われないような支援をできるような形の表現になっていただけたらありがたいですし、そのような事業の作り方が今後検討されるとよいかと思いました。意見です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。これも担当課にお伝えをいただければと思います。

よろしいでしょうか。大分時間をかけてまいりましたので、ほかになければ、これで質疑及び討論を終結します。

もしかしたら、この全体について議論する議案としてはまとまった機会であるので、どうしても個別の政策についてにわたりますが、これらについては各関連の議案のときに、再度深める機会があればというふうには思っております。こちら点検・評価報告については、一部修正を含めまして、これで採決に移らせていただければと思います。

それでは、議案第35号を採決いたします。

議案第35号につきましては、原案に先ほど教育企画課長からお話もありました修正をすることを含めまして決定するというごことでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第35号は原案どおり決定いたしました。

本日予定していた議題は以上でございます。

◎その他

教育長職務代理者 それでは、その他に移ります。

ちょっとあれですかね。もう資料を出していただいていますので、これについて若干触れましょうか。

報告書が参加した委員の方から出ておりますので、平成30年度市町村教育委員会研究協議会ということで、第1ブロック（東日本）ですね、集まりが山形でありました。参加されました、まず伊藤委員、どうでしょうか、さっと触れていただければ。

伊藤委員 私だけ。

教育長職務代理者 いや、山形委員にも聞きます。

伊藤委員 わかりました。それでは、本当に短く。

最初は基調講演、それから分科会というふうに2つ参加させていただきましたが、基調講演は奈須正裕さんという上智大学の先生で、新学習指導要領の作成にもかかわられた方なので、中身についてお話は理解しやすいところも十分たくさんありましたし、ためになるお話でした。

ただ、1点だけちょっと気になったのが、英語教育でパターンプラクティスはやり過ぎはよくないということで、そういうお話があったんですけれども、私の経験からいっても、英語学習というのはやっぱりいろいろ難しいと思うんですけれども、特に日本にいながらやるというのはなかなか難しいんですが、状況ごとにいろんなパターンをできるだけ覚えるということは、その人自身の自信につながるので、もちろんそれで満足してしまったらだめなんですけれども、それをどういうふうに応用して、違うように言い換えられていけるかということが大事なんですけれども、やっぱりそういうものをやる上において、パターンはなるべくたくさん覚えたほうがいいのかというのは、依然として私自身は思っております。

それから、分科会は、「外国語教育の充実」というテーマで、100名以上おられたので、なかなか発言するチャンスはなかったんですけれども、その発表者、山形県の村山市と山梨県の昭和町というところから英語教育で発表があったんですが、いずれも発表団体に選ばれるだけあって、外国語教育、特に英語教育ですけれども、まちを挙げて非常に積極的に取り組んでいるという具体的な例を挙げられておられたので、こういうこともできればいいなというようなお話がありました。

ただ、昭和町でしたが、小学校の英語授業は担任主導でやるということでした。子供たちに安心感を与えるのは非常に大事なことで、やっぱり英語を覚えるのに、その先生が嫌いになっちゃうと、もう本当に覚えられないというのがあるので、それは大事なことですけれども、だからといって、担任の先生にちゃんと英語を教える技術を身につけさせてやると

というのは非常に理想論でいいんでしょうけれども、なかなかそれを追求していくと、かなり先生の負担が大きくなるのではないかと、だから、どこまで続けられるのか、もちろん先生がどんどん慣れていけば、ベテランになっていけばいいんでしょうけれども、そういうところで、ちょっとそういうやり方に対する危惧というか、そういったものが感じられました。

ただ、いずれにせよ、小規模な自治体で英語教育に相当程度資源をつぎ込んで取り組んでいるというところの例をご紹介いただいたので、松戸市としては、ちょっとそれをそのまま取り入れたり、参考にするというわけにはいかないとは思いますが、こういったものも1つの、こういうやり方をしているということも参考にしながら、我々の取り組み方も少しずつ変えていくということも必要かなというふうに思いました。

以上です。

山形委員 では、1日目のところでは、伊藤委員がおっしゃった奈須先生のお話はとても勉強になりました。対話力について考えさせられました。

行政説明の中で、幼児教育の無料化のところに対して、なおさら幼児教育から初等教育への切れ目のない支援の重要性を考えました。

パネルディスカッションのところでは、米沢市と由利本荘市のお話を聞かせていただき、地域に開かれた学校というような形の流れがありました。その後、2日目に、3ページ、資料文字化けして本当にすみません。分科会で学校・家庭・地域の連携を踏まえたコミュニティスクールの運営についてお話を聞かせていただきました。山形県の遊佐町と岩手県の八幡平市のお話を聞かせていただきました。2カ所とも、人口が2万人いかない市町村です。地域的なもので農作物や、子供と保護者との距離が近いというところで、コミュニティスクールの運営が、そもそも遊佐町は最初から開かれていて、子供議会もあって、そういうのが公民の教科書に載ったりするぐらい地域と子供が近い中で、コミュニティスクールを運営しているという話を聞きました。

フロアの質問から、さいたま市の教育長の方から質問がありました。さいたま市は130万人で、学校合わせて168校もあるというところで、コミュニティスクールをモデル地区として7地区に分けてつくっていますというお話などがありました。

この分科会を聞いて、松戸も都市型のコミュニティスクールのあり方というのを今後考えていきながら、市に合った、また働き方に合った型ですね。保護者に関しては、共働きの世帯が多いので、普通のPTA活動というものなかなか難しい中で、コミュニティスクールもとなるととてもハードルが上がるので、都市型に合ったコミュニティスクールの考え方が必

要になってくるのかなと思いました。

4 ページに、第一中学校と殿平賀小学校と常盤平第二小学校の見学に行かせていただきました。

第一中学校のところで、かいつまんでお伝えしますが、どこのクラスもすばらしい指導が行われていました。デジタル黒板を初めて見まして、先生も生徒もうまく活用されている授業風景を見ることができました。

とても教室が多くて、短い時間の視察だったんですが、中学校の特別支援学級を初めて見させていただいて、その中で1つ感じたこととして、療育サポートを受けているお子さんたちが多いため、放課後デイサービスの連携などを行っているのかなというところが気になりました。

殿平賀小学校で印象的だったのは、校長先生が教職員の心身の健康を第一に考えているというお話がありました。先生の心身の健康が子供へのかかわりにもつながるところは、私も常日ごろ考えているところなので、その部分で、子供たちがとても明るく、朗らかとした様子で学んでいて、学校アンケートなども学校が楽しいという評価が得られていたのも、こういう校長先生の考えがあってからなんだなと思いました。

昨日、常盤平第二小学校を視察させていただいて、私自身も常盤平に在住していますので、外国人のお子さん、地域の子育て支援もそうですが、お母様たちも外国人で、お母様たちに言葉が繋がらないということも多々あったりしました。15%も外国籍の方がいらっしゃるという現状でした。

その中で英語教育を、放送なども英語を使ったり、積極的に取り入れているというところや、フォニックスの授業を見学することができました。小学校2年生でも、ここにFUNなど、Fのフの発音で、ファン、ファットとか、私が2年生だったらそれは読めなかったなというようにFの発音のところをさらっと読んで、楽しそうに発音することを授業で見ることができました。文字と発音がつながることで、今後、識字、単語を覚えるという部分でのハードルが下がるなと思いながら、フォニックスの取り組みをどんどん進めていっていただきたいなと思いました。

全体を通して、続けて3校を見させていただいたので、先生の指導力の重要性というのをとても痛感する学校訪問となりました。

また、子供たちのやっばり発達の違いというのもとても感じました。私は子育て支援の中でも、書く、鉛筆を握るだとか、体の体幹を整えるだとか、そういうところでの子育て支援

のアプローチの重要性を感じました。また体幹などは姿勢を保持する椅子を使うと、少しふらふらとするのが落ちついたりするので、そういうよう支援は必要と思いました。

文化祭と中学校の家庭教育学級に参加させていただき、学びの多い11月となりました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

私からは、山形について少しだけ、両面刷りのものを1枚出しています。

上智大学・奈須先生、大変興味深いお話です。それは省略します。

裏のパネルディスカッションで1点だけ、大変気持ちのよいというか、すっきりと言い切っていたのが、米沢の教育長の、4つ黒ポツありますが、一番下、地域づくりと子供の未来は別のものということをして市の指導者たちに理解してもらって、つまり教育は教育だということ、まちづくりのためにとかまちの未来にというのはいずれつながる話で、別のものであるということで、教育に対しては世界で活躍できる人材を出していくんだというようなことをおっしゃっていただいたのが非常に印象的でした。

それから、一番下、米沢の市立図書館「ナセBA」という施設を見学をしてまいりました。新しくつくられただけあって、壁面にずうっと、上のほうまで本に取り囲まれている環境をつくっているという、そのつくり方もさることながら、まずはその中身として、上杉家ゆかりの古文書がたくさんあって、それをきちっとネットに公開するところまで分析してやっているという非常に、だから、役割の明確な図書館であるということが印象的でした。

あと、1階がギャラリーになっているので、今回は書道展をやっていましたけれども、非常にやっぱり組み合わせとしてすばらしいなといったことを感じました。

以上です。

教育長、何か。

教育長 いや、もう皆さんのご報告で。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 私はこの秋、3つの中学校を訪問させていただきました。いずれも、校長先生がそれぞれ非常にイニシアティブをとられて、授業のやり方、あるいは生徒指導にいろいろ特色を出そうというふうにしておられる姿がうかがわれました。

そのうちの一つの中学校で、これは私自身が余りよく知らなかったんですけども、習熟度別授業ということで、数学と英語の2教科目なんですけど、クラス内で生徒をそれぞれ基礎と発展というふうに分けて、2つのクラスの生徒が基礎コースと発展コースに分かれて、一

緒に授業を受けるということでした。それは、各学期にテストをして、それぞれテストの結果を踏まえて移動するということでした。また例えば数学について、今度代数をやるけれども、代数は私ちょっと苦手なので、基礎のほうで勉強したいと言うと、その希望もなるべく勘案しながら基礎のほうに行くこともあるので、1年間通してみると、3学期のうちで、そのうち1学期目は基礎コースにいたけれども、2学期は発展に行って、3学期はまた基礎に戻るとか、ということもあるみたいでした。こうしたやり方はいろんな中学でやってますよというふうに聞いたんですが私自身は知らなかったもので、少し驚きました。私だったら気持ちの問題として、何か発展から基礎に行くと、ちょっと何か、ああ落ちちゃったなというような気持ちになるんじゃないかなと思ったんですけども、案外生徒は平気で、よく理解できるのはどっちだということやっていて、結果的にはうまくいっているというようなので、そうなのかなと思いました。

それからあと、最後に、英語のクラス、ちょっと特に注意して見たんですけども、先生が指示というか、何やりなさい、ああしなさいというのを英語で言われたりして、なるべく英語を使うという工夫をされている様子がうかがわれたんですが、一方において、子供たちの英語の声が、やっぱりどうしても非常に小さいんですね。やっぱり、自信がないから小さくなるんだろうと思うんですけども、もっと大きな声が出せるように、先生が子供たちをなるべく指導してもらえたらなど。

あと、先生が発音したのを、後で全員が同じことを繰り返すというのをよくやっていたんですけども、全員で発音してしまうと、できる子は大きな声で言うんでしょうけれども、見ていると、やっぱりほとんど声を出していない子がいるんですね。ですから、そうじゃなくて、先生が、ちょっと時間かかっちゃうかもしれませんが、なるべく一人一人に言わせるというような形でやれば、その生徒の発音が、いいか、悪いかもよくわかるので、そういうような形でやるのがいいのかなというふうに思いました。

それから、いろんな中の文章から、子供たちに何か質問をつくらせて、別の子供たちに答えさせるというようなやり方をやっていたのは子供たちにそういう発音、言葉を出させるということがあって、非常にいいことかなというふうには感じました。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

そのほか、よろしいですか。

武田委員。

武田委員 すみません。レポート上げてないんですけども、学校訪問と文化祭視察について、ほんの短く。

10月25日に、松戸第一中学校のほうの学校訪問させていただきました。デジタル教材を使った学校のやり方にすごく生徒がなじんでいるなどということと、私なんかはそういうのはすごく目新しいんですけども、意外と子供たちはむしろそれをすごく喜んで、積極的に受け入れているという姿勢が見えたので、ぜひこれが広がっていったらいいなというふうに感じました。

一中の先生の中で、美術なんですけれども、昨年行われた造形発表会のときも、一中の美術の先生は非常に優秀だなというふうに感じたのを記憶していて、このたびの授業のやり方の中でも、黒板にいろんな過去の作家の作品を掲示しながら指導、導いていくという姿がありました。やはり美術教育がすごく時間が短縮されている中で、いかに豊富な知識を子供たちに入れていくか、あるいは提供していくか、感じてもらうかということ、少し何というか、外部的要因で入れ込んでいかないと、なかなか授業数も少ない中で、そして益々英語教育とかふえていく中で、どうしたらいいかということ、少し指導主事の先生がお話ししているときに参加させてもらって、意見交換させていただきました。お若い先生でしたし、とてもやる気を持って、いろんなことを模索したいと考えて下さっているところで意見が一致しました。非常に頼もしく思ったのを記憶しております。

文化祭のほうは、先月の3日、視察させていただきました。先ほどの点検・評価の施策の中にも、学習の成果を発表できる機会を設けるような方向性を行政の方も出して下さっていて、本当にそのニーズがあって、生き生きと発表してらっしゃる姿とか、訪問させていただいたときに熱心に説明していただいている場面などに接しますと、寿命もどんどん長くなっていく中で、この生涯教育のカリキュラム、あるいは講座みたいなものをふやすということは、本当に重要なことなんだなということを感じました。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、その他、事務局からございますか。

教育企画課長。

教育企画課長 お手元に資料をお渡しさせていただいている夜間中学の関係なんです。昨年も行ったんですが、本年度も来年の1月18日に夜間中学校の講演会ということで、文科省から田中義恭室長と、それから京都教育大学から岡田敏之教授をお招きいたします。また、松戸

市で31年に開校する夜間中学に向けての講演会を開催させていただきたいと思いますので、ぜひとも教育委員の皆様には、お忙しいと思いますが、お時間等ご都合が合えば、市民劇場のほうに足を運んでいただければと思います。

ご出席可能であれば、教育企画課にお申し出いただければと思います。ご案内でございました。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、議事進行を教育長にお戻しいたします。

教育長 次回の教育委員会会議の日程について、事務局、お願いします。

教育企画課長 次回平成30年12月定例会でございますが、平成30年12月6日木曜日午後2時より、きょうと同じ、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、確認いたします。

平成30年12月定例教育委員会会議は平成30年12月6日木曜日午後2時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

なお、その際ですけれども、私どもの勉強会といいますか、研修会として、講師の方を招いて講話をいただくという予定で今考えております。教育委員の皆様、それぞれ専門の分野といいますか、見識が深く、きょうもそうですけれども、いろんなご意見をいただける方々、とても幅の広いご意見の場が必要であることを踏まえて、できればそれにふさわしい方をお呼びしたいと考えております。

つきましては、教育委員会の幹部の皆さんとか、あるいは傍聴人の方々もこの日は来られて、ぜひ一緒に勉強をする機会をというふうにも考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、平成30年11月定例教育委員会会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございます。

閉会 午前11時17分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員